

令和 7 (2025)年度 事業計画書

(令和 7 (2025)年 1 1 月 5 日～令和 8(2026)年 1 0 月 3 1 日)



1. 基本方針

(1) 教育への支援

当財団は、沖縄県における教育環境の格差及び経済的課題の解決に資することを目的とし、学生が経済的事情に左右されることなく学びを継続できるよう奨学金を支給し、次世代の産業を担い社会の発展に貢献する人材の育成を目指す。

(2) 経済的サポートの架け橋

生活環境や経済的理由により、学資金支弁が困難な学生に対し奨学金の支給を行い、学費や関連費用の負担を軽減し、学生が学業に集中できる環境を整えることを目指す。

(3) 次代への社会貢献

奨学金を受けた学生に対して将来的な社会貢献を期待し、地域社会の持続的発展及び全国的な人材循環の促進に寄与することを目指す。

(4) 透明性と公正性の確保

当財団は、奨学金事業の実施にあたり、透明性と公正性の確保を基本方針とし、公益法人ガイドラインを参考に、次の体制を整備・運用する。

選考委員会は、外部有識者を過半数とし、利害関係者を排除した中立的な構成とすることで、恣意性のない公平な選考を行う。また、選考過程および結果は理事会に報告し、承認を経て適切に公表する。

事業の実施結果は事業報告書にまとめ、評議員会で共有するとともに、広く情報公開を行う。

2. 事業活動

(1) 奨学金事業

当財団は、沖縄にルーツを有する国内の専門学校、大学生・大学院生に対し、経済的理由で学びを断念することのないよう奨学金を支給し、次世代の産業を担う人材の育成と社会全体の発展に寄与することを目的とする。

① 沖縄に縁ある学生への奨学金事業

学生 8 名（予定）を採用し奨学金の給付を行う。

奨学金は一人年額 3 6 0, 0 0 0 円（月額 3 万円の 1 2 か月）とする。

② 応募資格

当財団の奨学生となる者は専門学校、大学生および大学院生であり、次のいずれにも該

当しなければならない。

ア. 出願時点で、沖縄県に縁のあること（以下のいずれかに該当する者）

- ・本人が沖縄県内に住民票がある者
- ・保護者（※血縁関係の有無を問わない）のいずれかが沖縄県内に住民票を有する者
- ※血縁関係のない保護者

里親（児童福祉法に基づく）、法定後見人（未成年後見人等）、児童養護施設等の職員など

イ. 日本国籍を有し、学資の援助をすることが必要であると認められる者

ウ. 将来社会的に有益な活動を目指す者

エ. 学業成績が優秀であること（下記の項目に該当すること）

- ・在校生の場合、大学入学時から直近までの学業成績において、G P A（平均成績）が2.4以上であること
- ・現在1年生で、在籍校における成績証明書の発行ができない場合は、高等学校等における評定平均が3.5以上であること。
- ・高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

③ 受給期間

令和8(2026)年1月1日～12月31日まで

④ 奨学金

8名を上限とし、年額36万円（返還の義務なし）を給付

給付方法：月額3万円の6ヶ月分（18万円）を年2回（3月と9月）、本人名義の銀行口座に送金する。

⑤ 応募期間

令和7(2025)年11月10日（月）～ 12月26日（金）※当日必着

⑥ 応募方法

ホームページからの申請もしくは下記の必要書類を郵送にて提出

ア. 願書（顔写真貼付）もしくは家族状況届

イ. 学生証のコピー

ウ. 収入を証明できる書類（家計支持者の前年度分の源泉徴収票など）

エ. 成績証明書（出願受付期間内に発行されたもの）

※現在1年生で、在籍校において成績証明書の発行ができない場合は、直前に在籍していた高等学校等の成績証明書を提出してください。

オ. 下記の書類のうち該当するもの

- イ) 標準化GPA計算書(在校生/直近の学歴が大学等の1年生)
- ロ) 学習成績の状況計算書(高等学校の成績証明書を提出する1年生)
- ハ) 高等学校卒業程度認定試験合格証明書(1年生で該当する場合)
- カ. 住民票上の住所を確認するために必要な書類
 - イ) 同一生計の家族全員について記載がある住民票(下記、参照)
 - ※出願日から3ヶ月以内に発行されたもの
 - ※単身赴任・学生等で住民票が別の場合は住民票をそれぞれ提出すること
 - ※個人番号(マイナンバー)の記載されていない住民票を取得すること

キ. 一次選考通過者のみ以下の論文を提出いただきます。

<論文テーマ> 『現在の進学先を志した理由、将来の夢・目指す職業像について(論文には、なぜ現在の進学先を選んだのかという理由と、将来の夢や目指す職業について、あなた自身の経験や考えを交えて自由に述べてください。論文は400字以上800字以内。)』

⑦ 選考方法

奨学生を選考するために、当財団の奨学金選考委員会規程に基づいて外部有識者を過半数とする選考委員会を設置し、個人情報保護・利益相反管理を徹底。理事会の承認を経て奨学生を決定する。

⑧ 審査結果の通知

当財団の選考委員会による公正な審査及び、理事会の決議を経て理事会開催後2週間以内に審査結果を文書にて応募者にお知らせする。

(2) 活動報告

奨学金を受けた学生からの生活状況(中間)報告・終了報告を当財団ホームページに掲載するとともに、事業報告書を理事会・評議員会で承認後、内閣府へ提出し、透明性を確保する。

3. その他

(1) 設備投資及び資金調達の見通し

特にございません。

(2) 特定費用準備資金積立計画

特にございません。

以上